(金融庁企画市場局市場課)

項目名			トークン化社債等に関する振替債等と同等の税制措置				
税目		■ F	听得税				
要		トークン化社債の利子等について、金融機関等の受ける利子所得等に対する 源泉徴収不適用制度の適用対象とすること及び公共法人等に係る所得税の非課 税制度の適用対象とすること。					
望							
o o							
内							
				平年度の減収見込額	一百万円		
容				(制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	(円 百万円) 		
<u></u>	 :Fi	(1) 政策	 ≠日め	(以上 19 // 以 识)	(E/31 1/		
	, , ,		(1) 政策目的 金融機関や公共法人等におけるトークン化社債等の取得に係る資産運用上の				
		不利を解消し、トークン化社債等の普及を促進することで、運用機会の多様化					
++-		を図るとともに、事業者の資金調達機会の拡大を促すこと。					
拡充		(2) 施策の必要性					
充		トークン化有価証券(セキュリティトークン)は、金融商品取引法上の有価					
以は		証券を、ブロックチェーン技術をはじめとする分散型台帳技術を用いて電子的 に表象したものであり、注目を集めている。					
延 長		しかし、金融機関等に対する源泉徴収の不適用制度及び公共法人等に対する 所得税の非課税制度について、当該制度創設時にはなかったトークン化社債等 は対象外となっている。					
を必必		機関投資家向けのトークン化社債等は、金融機関等や公共法人等にとって、 上記の制度の適用がない点で振替債 (**) よりも資産運用上不利なため、購入に 消極的で普及が進まない、といった指摘があり、所要の措置が必要である。					
要		(※)振替債は、「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替口座簿 に記載又は記録がされた公社債をいう。					
今回の要	合理	政策体 におけ 政策目的 位置付	る Ⅲ—1世界に開かれ 対の 透明性の確保のための	た市場としての機能発揮 の制度・環境整備	軍・強化、公正性・		
望 (租	性	政 策 (達成目 ²	様化を図るとともに	の普及を促進させること 1、事業者の資金調達機			

Г	1	1
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間 中の達成 目 標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の 達 成 状 況	_
有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	トークン化社債の利子等を受け取る金融機関及び公共法人等が適用対象となる見込み。
効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	金融機関や公共法人等によるトークン化社債等の取得が増加 することで、トークン化社債等を発行する事業者が増え資金調 達機会が拡大する。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	なし
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置の 妥 当 性	運用機会の多様化を図るとともに、事業者の資金調達機会の 拡大を促すため、現行税制を見直すものであり、予算その他の 措置では代替できないため、措置として妥当である。
これまでの知	租税特別 措 置 の 適用実績	機関投資家(ホールセール)向け振替債の市場規模 2018 年度 121, 381 億円 2019 年度 160, 685 億円 2020 年度 182, 213 億円 2021 年度 144, 318 億円 2022 年度 121, 402 億円
果に関連する事項租税特別措置の適用実績と効	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
-項の過程を対象を対象を表現している。	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	機関投資家向け振替債の市場規模は大きく資金調達に多用されている。

前回要望時 の達成目標	_
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯	トークン化社債等に関しては初めての要望である。